

平成27年度 橘処理センター整備事業に係る地域住民と行政による検討協議会 第26回 議事録（要約）

日 時 平成27年10月27日（火） 18時30分 ～ 19時45分

場 所 橘リサイクルコミュニティセンター 2階会議室

1 会長あいさつ

2 議事

(1) 第25回検討協議会議事録の確認

【概要】

事務局から、第25回検討協議会の「議事録」について、内容の確認があり、了承されました。

【発言要約】

事務局： 【資料説明】

会長： ご質問ありますでしょうか。

特に無いようですので、次の議題に入りたいと思います

3 議題

(1) 環境影響評価手続きの経過報告について

【概要】

平成27年6月15日から7月29日まで縦覧された条例準備書に対する意見書及び見解書について、事務局より説明がありました。排ガス基準値をより厳しくするために、現在より煙突の太さが必要になりますが、景観等に配慮し、赤白に塗装しないことが確認されました。また、検討協議会の前向きなスタンスを今後の説明資料の中で明記していく工夫が必要なが確認されました。

【発言要約】

事務局： 【資料説明】

会長： ご質問ありますでしょうか。

委員： 煙突の太さは、高さの1/10を想定しているのですか。それが、3本になるとということですか。

委員： 既存の橘処理センターのように、かなり前に建てられた焼却場は、3炉の焼却炉に対して1本の煙突でした。しかし、1本の内筒に問題が生じた場合、稼動できる焼却炉があるのに、すべて停止しなければなりません。現在では、共通部分を無くしたほうがより効率的に稼動ができるという利点から、1本の外筒に各炉1本の細い内筒が入る構造にな

っています。高さ100mの煙突を計画していますので、外筒の一番太いところが約10mということになります。

委員： 上下で太さが変わるのですか。

事務局： 少しずつ細くすることは可能ですが、上から下まで同じ太さで建てる方がよいと考えています。航空法では周囲360度の方向から見て、一番太いところが高さの1/10以上あればよいとなっており、今回であれば約10mになります。王禅寺処理センターも同様に、一番太いところで約10m、細いところで約8m70cmの変形の形になっていますが、航空法を満たしています。

委員： では、およそ10mの太さの煙突が建つと考えていいのですか。高さは100mですか。

委員： はい。煙突の高さは既存と同じ100mになります。形については、今後、皆様に御意見をいただきながら、色も含めて、より景観に配慮したものを計画していきたいと思えます。

委員： 航空法の規制を満たすように高さの1/10の太さになるということでしょうか。

委員： そうすることで、赤白の塗色にしなくてもよいということです。準備書の説明会でもそのような説明をしたところ、赤白の塗色でもいいから煙突を細くしてほしいという意見がありました。

委員： 既存の煙突の幅はどれくらいでしょうか。

事務局： 下部の一番太いところで約7m、上部の細いところで、約2mになります。

事務局： 一点補足させてください。既存の煙突は、3炉分の排ガスを1本の煙突にまとめているので、細くできています。新しい橋処理センターでは、より周囲の大気質への影響を少なくするために、排ガス基準値をより厳しくしますので、各炉毎に1本の煙突を建てる必要があります。これは他都市でも行っていることでもあります。そうすると、太さは既存の煙突よりもスペースが必要となるため、約10mになります。もし太さ9m50cmの煙突を建てた場合、航空法の規制で赤白に塗色しなければなりませんので、それならば、約10mの太さを確保して赤白に塗色しない方が、景観的にもよろしいのではないかとということで、これまでも検討協議会でも説明をさせていただいております。我々の計画としては、なるべく細くして、一番太いところで10mをとり、赤白の塗色や閃光灯にせず、景観に配慮した計画を進めているところです。

会長： 煙突の設置面積について考えると、円形と多角形で比較して、どちらがスペースが必要なのでしょう。

事務局： 航空法の規制に基づき10mの太さを確保する場合、円形とすると、細くても太くても10mになってしまいます。一方、王禅寺処理センター

の煙突の形は多角形ですが、一番細いところで約8m70cmですの
で、多角形のほうが余分なところを削って、細くできる可能性はありま
す。このように、面積の観点で考えると、円形で建てると一番面積が必
要になると考えていますので、多角形のほうが有利と考えています。

委 員： 説明資料7ページの関係法令の排出基準が定められていない物質につ
いて、自主基準値を設けてほしいという意見は、とても重要なことだと思
います。今後も化学物質は複合的に出てくる可能性はあります。規制
値がないものをどのように対応されるのか、見解を教えてください。

委 員： 既存の橋処理センターも、建設当時はダイオキシン類の規制値がありま
せんでしたが、平成12年にダイオキシン類対策特別措置法が施行され
たと同時に、対策工事を実施し、対応しております。説明資料に記載さ
れている物質については、基準値がないので、今の段階では対応できま
せん。ただし、ダイオキシン類のように、規制ができたときは必ず対応
していきます。

委 員： それはつまり、規制がなければそのままということですか。砒素は明ら
かに影響力を持っています。水質でも問題になっています。

委 員： 水質については、下水道排除基準がありますので、検査しています。

委 員： そういった課題を前向きにどう対応していくのかをこの協議会で取り
組んできたと思うので、もう少し積極的な姿勢があるべきだと思います。
国が対応しなければ、市も対応しませんというのは、おかしいと思
います。

事 務 局： 除去の技術的観点を考えてみると、砒素については、水質では規制があり、
どう処理するのか技術的にも確立されているのかと思います。排ガス
の場合、どのような装置を使い、どのような薬品を使うのかは、規制が
ないために技術が発展していません。橋処理センターにおいて、砒素の
規制値を設けたとしても、技術がまだありませんので、対応するのが困
難です。我々も対応したいと思っても、その対応をするための手法が見
つかりません。プラントメーカーにヒアリングをして確認をしています
が、対応したくてもその技術がないのが現状です。もし、規制ができ、
技術が発展すれば、橋処理センターも対応していきます。橋処理センタ
ーだけでなく、川崎市の焼却場についても、対応をしていくという考え
方で今後もやっていきます。このように、今度の動向を踏まえ、柔軟に
対応していきますというのが、現時点での見解になります。

委 員： バグフィルターを使ってどのくらい捕獲でき、どのくらい漏れてくるの
か、調査できると思います。もう一步踏み込んで、そのような前向きな
姿勢を出してほしい。規制があるものについても、もっと厳しい規制値
を設けるということを、この検討協議会で取り組んできました。例えば、

法的な規制値ができた段階で、さらに抑え、より安全なものを作ろうと、住民の方々にも、明確に示していただきたいと思います。今一番問題なのは、放射性物質だと思いますが、燃焼させて残渣が残ると、濃縮します。かなりの濃さになると思いますが、場所によって濃度が異なるので、なかなか検出できません。その問題を川崎市はどのように対応していくのでしょうか。これから解体撤去工事を行うと思いますが、壁面の付着物を洗浄すると洗浄汚泥として溜まっていきます。ほとんど見えないものですが、高圧洗浄して溜まったものを測定するのか。今までの福島ではそれをやっていません。当然ながら、作業員の被曝線量はばらつきがあり、かなり高い方もいらっしゃいます。そういったものも含めて、より安全にどうやっていくのか検討するというのであれば、この協議会のやってきた意味があると思いますが、一步踏み込みが足りない気がします。より安全にということであれば他の自治体よりも秀でてもいいと思うので、行政としての新しい取組みが出てないとおかしい気がします。

会 長： 川崎市は、公害に対してこれまで前向きに対応してきたので、評価されていると思います。放射性物質についても、副委員長がかなり熱心に対応していただき、前向きに対応していると私は理解しています。よりはっきりした形で残せるようなものがほしいです。事実、これまでやってきているので、それを証明できるような手段があれば好ましいと思います。ダイオキシン類についても、橘処理センターで分析しても微小な数値になっており、法律の規制よりもずっと低くなるように頑張ってきました。これは目に見える結果だと思いますが、この理念を川崎市は持っていると思います。そういうものを明らかにできたら有難いと思います。

委 員： 今後の情勢に合わせて柔軟に対応しますというのは当然のことだと思います。国の規制値がすごく高くても、その規制値を守っていくというのは、当然のことで、その規制値よりももっと厳しくして安全にしようという文言自体がなくなっています。運営側もダイオキシン類を削減することを頑張って取り組んできました。新しいことに取り組んできたことは、住民の方にきちんと伝えていかないとはいけません。規制ができたなら柔軟に対応しますというだけでは、より安全にというのが無くなっています。

副 会 長： 規制が新たにできたときには、基準値を今回のように20%削減するよう努力したのと同じように具体的な話を、皆様と協議させていただきたいと思います。

委 員： 今までは、そのように基準値を決めていたので、今後もそのような対応をしていくというのは記載してもいいと思います。

副 会 長： 規制ができた場合には、そのような対応は取っていきます。どれだけ基

準値を下げられるかは、技術的なものもありますので、十分に考えながらしっかり対応していきたいと思えます。

委員： 検討協議会では、より低減しようということに取り組んできました。技術的にどこまで出来るかは未確定ですが、それが明記されていないと、検討協議会で取り組んできた意味がなくなってしまいます。

事務局： いただいた意見に対して答えるという図書の中で、一般的な回答をしたという見方はあります。安全安心に、そしてできるだけ低減しようという検討協議会の理念は、この図書だけでなく常に考えています。別の意見及び見解の中でそれは現れています。説明資料8ページのぜんそくの罹患率に対する回答になりますが、「本事業では、条例環境影響評価方法書で示した値より、さらに2割厳しい値として大気汚染への影響をより低減する計画としております。」と記載しております。検討協議会で皆様とお話をさせていただいて、方法書の中には技術的に、今の基準値が限界ということをも方法書で示しましたが、そこから1年間かけて準備書を作成するにあたって、各メーカーにヒアリングを行い、どうすればさらに低く抑えられるのか、技術的にもコスト的にもどうすればよいのか検討を行い、薬剤を増やすなどの工夫をするなかで、2割ならさらに削減できるという見通しをメーカーからいただきまして、準備書では図書の中で明記させていただきました。そこは、検討協議会の理念をちゃんと表していると考えて今まで計画を進めていますので、ご安心いただきたいと思えます。

委員： そこに関しては、今までやってきたことがちゃんと出ていると評価しています。ただ、他には書かれていないので、不安に思えます。図書に書けないのであれば、欄外でもいいので書いて欲しいです。この資料は一人歩きする可能性があります。

事務局： 今回の協議会の説明資料は、意見に対する見解を抜粋したもので、図書としての準備書は300ページくらいありますので、客観的な表現ではありますが、そこで理念を表しています。

委員： それをしっかりと明記していただかないと、この資料だけを見ると伝わりません。

委員： この協議会の議事録は、ホームページにも掲載しているので、一方的だとは思っていません。準備書は環境影響評価の図書として出しているものであり、客観的な記述となっていますが、この検討協議会の中で、より細かいことをより発展的に示していけると思えます。今回の資料は、既に縦覧した結果を報告させていただいていますが、この中の協議は重要だと思っておりますので、今後も末永くみて、協議を進めていきたいと思えます。

委員： 今後も前向きに進めていくということにこだわりを持ってほしい。そう

することによってお互いが取り組んできたことが、実績として残っていきます。説明資料を見ただけだと、一般論であり、頑張っているとは思えません。

副会長： 今回の環境影響評価手続では、一般論になっていますが、他の図書では、その意見を取り入れていきたいと思います。

委員： しっかりとお願い致します。

会長： 基本計画書の109ページに公害防止計画のページがあり、「橋処理センターにおいても、特に排ガス自主基準値については、地域性等も考慮して上乘せ基準を設定することを基本としますが、この設定値によって処理システムが大きく異なるため検討を行います」ということや「社会情勢を見据えて今後柔軟に対応します」という文面があります。排ガス自主基準値については、ここで明記されていますが、その他の排出物についても同じ姿勢で対応していきたいと書いてあると一層はっきりすると思います。これは既に出してしまった文章ですので、付け加えることが難しいならば、検討協議会で出た意見が公けになっていると思うので、活かさなければいけないという意味をもっていると思います。説明事項として検討協議会で検討されたことが残されて、これを補足説明することとしてあれば納得できると思いますが、いかがでしょうか。

委員： そう思います。30年後はみなさん居ないと思いますが、そうすると将来の人が何を見るかという資料になります。ですから、資料しか残らないのです。その重さというのは、よく考えていただきたいですし、追加で1枚でも残していけないと継承できないと思います。せっかくここまで一緒に議論をして住民の意向を聞いていただいておりますので、これまでの素晴らしい取組は将来に対してしっかり残していくべきだと思います。

副会長： 今後もしっかりやっていきます。今回も議事録として残っていきます。皆様から頂いた意見は残していきたいと思います。

委員： ご意見があったのではなく、検討協議会の中で一緒に議論し、一緒に決めたということです。

副会長： わかりました。

委員： みんなで議論しながら進めていきたいと思いますということで今回の議事録にも残りますので、よろしいでしょうか。

会長： たいぶ時間を取りましたが、他に何かありますでしょうか。それでは、準備書以降のスケジュールについて、お願い致します。

事務局： 【資料説明】

会長： 公聴会が行われるということですが、公述人は1名ということでしょうか。

事務局： そうです。

- 会 長： 内容はお聞きしていますか。
- 事 務 局： 要旨は聞いております。先程煙突の話がありましたが、景観と日照について、公述したいということで聞いています。
- 会 長： かなり近接にお住まいの方ではないかと思えます。
- 委 員： 高さ100m、太さ10mの煙突ということですが、電波障害はどうなのでしょう。
- 事 務 局： 環境影響の中で示しておきまして、テレビ電波については、かつてはアナログ放送だったので、煙突が建ったあとには影響が少なからずありましたが、現在はデジタル放送になり、王禅寺処理センターでも影響はなかったという調査結果になっています。今回の予測評価についても、太さが多少太くなるというのがありますが、今の煙突と位置も変わらず、新たな影響は発生しないと予測評価しています。もうひとつ、橘処理センター上空に2本の重要無線が飛んでいます。その位置と高さも既に確認しておきまして、影響がないように建物と煙突の位置を決めています。このように、テレビについても重要無線についても、しっかり配慮をして今回計画を進めております。
- 委 員： 周波数が高いと直進しますが、低いと回りこみます。マイクロウェーブについては、直進性があるので、ずらさないといけないということです。
- 会 長： 電波障害は現段階では問題ないということです。それでは次に進みたいと思います。今後のスケジュールについて、お願い致します。
-

(2) 今後のスケジュールについて

【概要】

橘処理センター整備事業のスケジュールについて、事務局から説明がありました。

【発言要約】

- 事 務 局： 【資料説明】
- 会 長： この協議会の発足当初から、段階ごとのスケジュールが出されていますが、今回はかなり具体的になっていると思います。工事に伴う地元説明会も何回か予定されているのですか。その説明はありますか。
- 事 務 局： はい。解体撤去工事を行うにあたり、説明させていただきます。
- 会 長： 全体のスケジュールについて、他に質問がなければ、次の解体撤去工事についてお願い致します。
-

(3) 橘処理センター解体撤去工事について

【概要】

橘処理センター解体撤去工事の概要について、事務局から説明がありました。

【発言要約】

事務局： 【資料説明】

会長： 解体撤去工事について、地元対応を中心に説明していただきました。何かありますでしょうか。

委員： 建物の解体はどの程度の密閉を行うのですか。完全に密閉を行い、外に粉じん等がまったく出ないと考えてよろしいでしょうか。

委員： 建物の解体の前に、ダイオキシン類については、まず建屋を目張りして、なおかつ、機械を個々に隔離して、中の空気はフィルターを通して、きれいな空気として外に出します。

委員： それは、中の機械を解体するときですが、建物の解体するときはどうでしょうか。

委員： 建物を解体するとき、全体を覆うというのは難しいので、通常の解体を行います。ダイオキシン類については、その前に除去します。煙突についても、高圧洗浄を行います。処理の仕方については、今後工事の説明会でもお知らせします。王禅寺処理センターの場合、煙突の先端から中に落として解体を行い、粉じんが出ないように下から吸引していました。それは施工業者が提案し、我々も承認して、説明会で説明し、その方法で行いましたが、橘処理センターの場合は少し構造が異なり、頂部が鋼板なので切断して吊降ろす方法になると思います。

委員： 煙突の中を洗浄できるのですか。

委員： できます。王禅寺の場合、内側を高速回転で削り落とすほどの高圧洗浄を行いました。今回そのやり方をやるかどうかは、各社のノウハウがあるので、施工業者の提案によります。今後決まりましたら、検討協議会や住民説明会で説明させていただきます。必要であれば施工業者を検討協議会に出席させ、説明を行います。

委員： 解体撤去工事は来年の7月からなので、夏の南風で私の町会の方向に飛んできます。ですから、町内会で納得できる説明が私にできるかどうか心配です。説明会にはできるだけ出させます。

委員： 我々は住民説明会を実施しますが、町内会の要望があった場合には、その町内会に説明に出向くことを考えています。王禅寺処理センターの時も、町会単位で説明に行くようにしていましたので、今回もその方針で考えています。委員が説明できないのであれば、我々が説明に行き、皆様に説明していきたいと思えます。

委員： アスベストについてですが、解体する施設にアスベストは使用されていますか

委員： アスベストは使用されています。アスベストの撤去方法は厳しく決められていますので、その方法に基づいて行ってまいります。P タイルやス

レートボードに含まれる非飛散性アスベストについても、適正に処分していきます。

委員：説明資料を読んでいる限り業者に任せているかのような「解体工事の施工者独自の技術や経験を活用」というのが、基本的ないくつかの問題を感じます。建屋を目張りし、陰圧にして飛ばないようにして、いつも問題になるのはその後です。建屋をばらすときに、粉じんが飛散するのです。非飛散性のスレートボードも砕くと飛びます。結局、工事のときにバシャバシャ解体すると飛びますので、製品であれば飛散しないけども、それを壊したときに飛びます。建屋から持ち出したときの搬送時などを、しっかり管理してほしい。風の下流側のところは定期的に測定していないと問題になります。最後だけ測定するということが説明資料には書いてあります。

委員：適切に測定します。工事監理の方でしっかり行います。

委員：常時定期的にチェックをしてほしい。

委員：粉じん等に関しては敷地境界にて常時観測を行います。

委員：ホットスポットができると思います。その位置は分かるはずなので、そこで適切に測定を行い、基準値を超えた場合どう対策をするのか明記していただきたい。基準値を超えた場合、すぐに工事を止めて対応していただきたい。施工業者に対しての指示になりますが、それを明記することが必要であり、住民も理解できると思います。

委員：細かいことですが、スレートボードを使っていると思います。それを割って落とすのは困ります。1枚1枚取ってください。乱暴にバラバラにはしないでください。

事務局：アスベスト除去は完全に密閉で飛散しないように行います。

委員：非飛散性のスレートや屋根材についても、建物全体を囲わないと密閉はできません。それが出来るのでしょうか。

事務局：調査はすでに行っていて、建物外部にはないことが確認できています。アスベストがないことが、一番手間がかからないのですが、この建物は昭和49年に竣工しており、アスベストが使われている建物というのは確認できています。一番重要なのは、どこにどれくらいの量が使われているのかを把握して、適切に処理をするのが必要だと思います。

委員：非飛散性のものは乱暴に壊さないということでしょうか。

事務局：はい。手ばらしで行うことを指示していきます。

委員：なぜ連続分析計を行うかについてですが、概略で書いていますが、施工業者の計画書の中で基準値を超えたら直ちに工事を止めなさいということ仕様書に書いてあります。

委員：止めるのはいいですが、一番の問題はアスベストなどが飛散したときに除染はどう対応するのかです。

- 委員： アスベストが飛散することはないように解体しますし、アスベストを撤去する際は、完全に囲ってフィルターのついた集じん機を設置します。
- 委員： その装置を運んだときなどに絶対に飛びます。福島でも解体した時に飛散したので、有り得ないことはありません。物理的に、運んだりしたときや外したときに絶対に飛散します。それを安全基準の中でどう抑えていくのか。直ちに工事を止めるのはいいのですが、止めたあとどうするのですか。そこまでしっかり考えていただかないと、住民としては不安です。対応策としては、先々まで見て、それをやって頂きたいと思いません。
- 委員： それは業者が決まってお互いの約束事でちゃんと決めていきたいと思いません。それを住民説明会でも説明していきます。ダイオキシン類の除染は特別なやり方なので、建屋の解体の方法と違います。ダイオキシン類はどう除去するのかというと、個々を養生します。その中の排風機の出口側のすぐ直近のところで監視をしていきます。ダイオキシン類の速報値は出せないなので、間接的な方法として粉じんを測定します。建屋の解体をする際には、ダイオキシン類等も洗浄した状態になってから解体をしますが、影響がありそうな場合には、すぐに工事を止めて対応します。
- 委員： それと、地域地域で測定をしてほしい。建屋を解体したとき、飛散します。それは否定できません。それを地域で、風向を見ながら、安全だということを担保してほしい。福島の解体で結局宮城や山形の田んぼの中に放射性セシウムが入ってしまいました。分子レベルで考えればみんな飛びます。それを抑えながら如何にやっていくかということで、安全基準を担保するということの測定をしなければ、分かりません。フィルターを取るときも出ます。そういったことも行政の方がしっかり把握して業者にきちんとかし担保とって行って、もしもの場合、ちゃんと除染するなど、そういったことまできちんとしていただきたい。それで住民としても納得ができます。
- 会長： 測定を行う部局はどこでやるのですか。
- 事務局： 施設建設課で工事を発注しますが、工事の中で我々が監理をして、工事業者に測定もやってもらいますし、データも記録します。もし、基準値超過などの不具合があった場合や、周辺への影響があった場合には、基本は除染も含めた現状復旧を指示できるように、監理していきたいと思いません。
- 会長： 処理計画課の方で監理するのですか。
- 副会長： 工事を契約し、その中で業者に指示してやっていきますので、施設建設課となります。
- 会長： 設置は業者がやって、結果だけ知らせてもらうということでしょうか。

- 委員： 設定基準をどうするかは指示書にあるわけですね。それを守って工事業者が工事を実施するという事ですね。
- 事務局： 原則的に、工事業者が決まってからも、工事業者が勝手に行うわけではなくて、我々行政の方が、工事監理ということで、どういう計画でやるのか、計画書を提出してもらい、それに対してその計画書は不具合があるので見直してくださいなどの指示も当然します。それで認められた計画に対して、その方法でやってもらいますが、もしその方法で支障が出た場合には、工事を止め、原因を追究することを我々の業務として行っていきます。例えば周囲に影響が出た場合には、我々が監理をしていくなかで指示ができるようにということも含めて、仕様書に示して工事を行っていきたいと思います。
- 会長： やはり業者との最初の約束が重要だということですね。
- 事務局： その約束をみなさんに聞いていただくために、工事業者が決まって、どのような手法でやっていくのかというのを我々だけでなく、地域住民にもお知らせしたいということで、来年度説明会を開きたいと思います。
- 会長： 様々な意見が出ましたけども、それを十分に受け止めていただいて、業者との折衝をお願いしたいと思います。
- 委員： 説明資料12ページの7-2についてですが、「建屋自体を密閉養生」では、建物を密閉養生するように思ってしまう。
- 委員： これは窓を目張りするという事です。表現を修正します。
- 会長： 他に何かございませんか。なければ、次にいきたいと思います。

3 その他

(1) 橘リサイクルコミュニティセンター受変電その他設備改修工事について

【概要】

橘リサイクルコミュニティセンター受変電その他設備改修工事について、事務局から説明がありました。

【発言要約】

事務局： 【資料説明】

会長： ご質問等ないようですので、本日はこれで終わりにしたいと思います。

—以上